○農林水産省告示第四百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月二十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県那須烏山市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、那須烏山市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

那須烏山市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。

那須烏山市（次の図に示す部分に限る。）

(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月二十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県那須郡那須町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県那須郡那須町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二十五号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十八条第一項の登録の更新をしたので、同法第六十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成二十四年二月二十三日

経済産業大臣　枝野　幸男

1　工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関

一　登録認証機関の名称　韓国化学融合試験研究院

二　登録更新年月日　平成二十三年八月十五日

三　登録認証機関の所在地　大韓民国ソウル特別市永登浦区登浦洞８街８８―２

四　登録の区分　A（土木及び建築）、B（一般機械）、C（電子機器及び電気機械）、D（自動車）、G（鉄鋼）、H（非鉄金属）、K（化学）、M（鉄鋼）、P（パルプ及び紙）、R（窯業）、S（日用品）、T（医療安全用具）、Z（その他）

五　認証を行う事務所の名称及び所在地

韓国化学融合試験研究院

大韓民国ソウル特別市永登浦区登浦洞８街８８―２

2　登録認証機関の名称　一般財団法人化学物質評価研究機構

一　登録更新年月日　平成二十三年九月十二日

二　登録認証機関の所在地　東京都文京区後楽一丁目４番２５号

三　登録の区分　A（土木及び建築）、B（一般機械）、D（自動車）、K（化学）、R（窯業）、S（日用品）、T（医療安全用具）、Z（その他）

四　認証を行う事務所の名称及び所在地

イ　一般財団法人化学物質評価研究機構　東京事業所

埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野１６００番地

ロ　一般財団法人化学物質評価研究機構　名古屋事業所

愛知県名古屋市昭和区折戸町四丁目１番地

ハ　一般財団法人化学物質評価研究機構　大阪事業所

大阪府東大阪市荒本北一丁目５番５５号

○国土交通省告示第百九十一号

森吉山ダムの建設に関する基本計画（昭和六十三年建設省告示第百六十七号）の一部を次のとおり変更したので、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第五項の規定により、告示する。

平成二十四年二月二十三日

国土交通大臣　前田　武志

1　(4)を次のように改める。

(4)　水道

北秋田市に対し、ダム地点において、新たに１日最大9,500立方メートルの水道用水の取水を可能ならしめる。

1　(5)中「10,600キロワット」を「11,000キロワット」に改める。

2　(1)中「右岸　秋田県北秋田郡森吉町大字根森田」を「右岸　秋田県北秋田市根森田」に、「左岸　秋田県北秋田郡森吉町大字森吉」を「左岸　秋田県北秋田市森吉」に改める。

4　(2)ニを次のように改める。

ニ　水道

北秋田市の水道用水として、ダム地点において、新たに１日最大9,500立方メートルの取水を可能ならしめるものとする。

水道用水のための貯留量は、標高156.7メートルから標高143.2メートルまでの容量17,600,000立方メートルのうち最大230,000立方メートルとする。

ただし、水道用水のための多目的ダムの使用は、イに規定する洪水調節及びロに規定する流水の正常な機能の維持に支障を与えないように行うものとする。

5中「川合町（水道）」を「北秋田市（水道）」に改め、「森吉町（水道）」を削る。